

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税等管理に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、地方税等管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和8年3月2日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税等管理に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税及び森林環境税（以下「個人住民税等」という。）の管理に関する以下の事務を行う。 ＜賦課業務＞ 1 課税準備事務 (1)事業所情報の整理 (2)総括表の発送 (3)課税対象者情報の整理 (4)市民税・県民税申告書の発送 2 課税資料受付事務 (1)給与支払報告書の受付（紙媒体、電子媒体、eLTAX） (2)市民税・県民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料箋の受領（紙媒体、国税連携データ、電子申告データ） (3)公的年金等支払報告書の受付（紙媒体、電子媒体、eLTAX） (4)他市区町村への資料回送 3 賦課決定事務 (1)課税資料の併合（自動合算処理）及び税額計算 (2)普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書の通知 (3)各種証明書の発行 4 賦課更正事務 期限後申告や所得、控除内容の変更に伴い賦課内容を変更した者に対し納税（変更）通知する。 5 事後調査事務 (1)扶養親族調査 (2)未申告調査 (3)扶養親族等非違事項連絡業務 ＜収納業務＞ 6 収納消込事務 7 口座振替管理事務 8 還付・充当事務 9 督促事務 10 返戻・公示事務 11 年次繰越・滞納繰越事務 12 窓口（納税証明書・納付書発行）事務 13 滞納者管理事務 14 徴収猶予・分割納付事務 15 催告事務 16 財産調査事務 17 滞納処分事務 18 滞納処分の執行停止事務 19 不納欠損事務 20 電話催告事務 地方税法等の法令に従い固定資産税・都市計画税の管理に関する業務で以下の事務を行う。 ＜賦課業務＞ 1 課税準備事務 (1)評価方法 総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 償却資産については減価率・耐用年数の改正情報を取得する。 (2)前年度の申告をもとに申告書を作成し発送する。 (3)課税対象者情報の取得 住民登録が無い場合、所有者情報を登記情報等で取得する。 2 課税資料受付事務 (1)償却資産申告書受付事務 (2)登記情報受付事務 (3)建築確認情報受付事務 3 賦課決定事務 (1)償却資産については、申告書情報の入力のため、委託先に取得価格等を提供する。 (2)評価情報を税システムに入力する。 (3)評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け、賦課情報を作成する。 (4)外部業者に委託し納税通知書の印刷、封入封緘を行う。また、賦課データを更正したものについては、庁内で納税通知書を印刷、封入封緘を行い、市から住民等に発送する。 (5)作成された賦課情報を内閣サポーターに登録する

	(5)TFXなどに賦課情報を中間リハーに登録する。 (6)賦課情報に基づき、縦覧に対応するために名寄帳を発行する。 4 賦課更正事務 期限後申告(償却資産)や課税内容の変更に伴い賦課決定内容を変更した者に対し納税(変更)通知する。 5 事後調査事務(償却資産のみ) (1)未申告調査 (2)税務署調査 <収納業務> 6 収納消込事務 7 口座振替管理事務 8 還付・充当事務 9 督促事務 10 返戻・公示事務 11 年次繰越事務 12 窓口事務 13 滞納者管理事務 14 徴収猶予・分割納付事務 15 催告事務 16 財産調査事務 17 滞納処分事務 18 滞納処分の執行停止事務 19 不納欠損事務 20 電話催告事務
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	宛名システム(個人住民税等)(固定資産税・都市計画税)
②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民登録者、住民登録外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。 2 住登外者の登録・更新機能 住民登録外(以下「住登外」という。)課税者の宛名情報を登録・更新する。 3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等の基本情報を登録・更新する。 4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。 5 業務関連フラグ設定機能 当該宛名番号について各業務(税目)における使用の有無情報を設定する。 6 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。 7 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。 8 宛名情報連携機能 共通基盤システム(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (国民健康保険システム、国民年金システム) [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税務システム(個人住民税システム)
②システムの機能	1 課税準備事務向け機能 (1)給与支払報告書総括表作成機能 (2)新年度個人基本作成機能 (3)市民税・県民税申告書作成機能 2 課税資料受付事務向け機能(資料登録機能) 提出された資料情報を登録し、課税対象者情報との照合、記載内容のチェックを行う。課税対象者情報との照合時に個人番号を活用する。 3 賦課決定事務向け機能 (1)資料併合(自動合算)機能 課税資料ファイルを個人単位に名寄せ(併合)し、所得・所得控除、税額を算出し課税ファイルを作成する。 (2)特別徴収当初賦課機能 ア 特別徴収対象者の課税内容を確定処理し、特別徴収税額決定通知書等を作成する。 イ 収納・滞納整理管理システムへの税額引継ファイルを作成する。 (3)普通徴収当初賦課機能 ア 普通徴収及び年金特徴対象者の課税内容を確定処理し、普通徴収納税通知書等を作成する。 イ 収納・滞納整理管理システムへの税額引継ファイルを作成する。 (4)他業務提供用ファイル作成機能 確定した賦課データの他業務システム提供用ファイルを作成する。 4 賦課更正事務向け機能 (1)賦課更正処理機能 オンライン入力された異動データを確定処理し税額決定・変更通知書を作成する。 (2)他業務システム用連携ファイル作成機能(賦課異動分) 異動分の他業務システム用の連携ファイルを作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (国民健康保険システム、国民年金システム) [] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム3	
①システムの名称	電子申告審査システム(eLTAX)(個人住民税等)
②システムの機能	1 申告データの審査・管理機能 地方税ポータルセンタに提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を審査・管理する。 2 申請・届出データの審査・管理機能 地方税ポータルセンタに提出された各種申請・届出を審査・管理する。 3 申告データの連携機能 個人住民税システムへ申告データを連携する。 4 特別徴収税額通知データの連携機能 特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額の通知データを送信する。 5 公的年金等からの特別徴収に係る通知送受信機能 年金保険者に対して、地方税ポータルセンタを通じて年金特徴に係る通知データを送受信する。 6 他の自治体間からのデータ受信機能 寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体から受信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX)) [] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム

システム4	
①システムの名称	国税連携システム(個人住民税等)
②システムの機能	1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能 国税庁より地方税ポータルセンタを通じて提供される所得税確定申告書、法定調書等を受領する。 扶養是正情報等データを送信する。 2 他の自治体間でのデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンター)
システム5	
①システムの名称	徴収・収納支援システム(個人住民税等)
②システムの機能	1 入金消込処理機能 2 口座振替処理機能 3 収納状況等照会・納付書発行機能 4 還付充当処理機能 5 督促催告処理機能 6 督促状返戻公示処理機能 7 決算調査用機能 8 滞納者管理機能 9 納税者基本情報管理機能 10 催告書発行機能 11 財産調査関係機能 12 滞納処分機能 13 不納欠損管理機能 14 その他機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	電話催告システム(個人住民税等)
②システムの機能	1 電話催告対象者リストCSVの取込機能 2 電話催告対象者の個人票の表示機能 3 電話催告対象者の電話催告記録の登録・閲覧機能 4 電話催告記録のCSV出力機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	共通基盤システム(団体内統合宛名システム)(庁内連携基盤と同義)(個人住民税等)(固定資産税)
②システムの機能	1 住民基本台帳情報の連携 住民記録システム(既存住基システム)で登録された異動情報を、他業務システムに提供する。 2 各種資格情報の連携 他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供する。 3 符号取得 情報保有期間内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号取得に必要な「処理番号」を取得後、住民記録システムに通知する。 4 宛名番号管理機能 統合宛名番号、個人番号、業務システムの個々の宛名番号を紐づけ、その情報を保管・管理する。 5 中間サーバー連携 統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報照会・提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、証明発行システム、公営住宅管理システム、学齢簿システム、戸籍総合システム、健康推進システム、災害時要援護者避難支援管理システム、福祉総合システム、介護保険システム)
システム8	
①システムの名称	中間サーバー(個人住民税等)(固定資産税)
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び提供受領を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 住民記録システム接続機能 中間サーバーと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得の連携を行う。 8 セキュリティ管理機能 暗号化/複合機能と、鍵情報及び情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

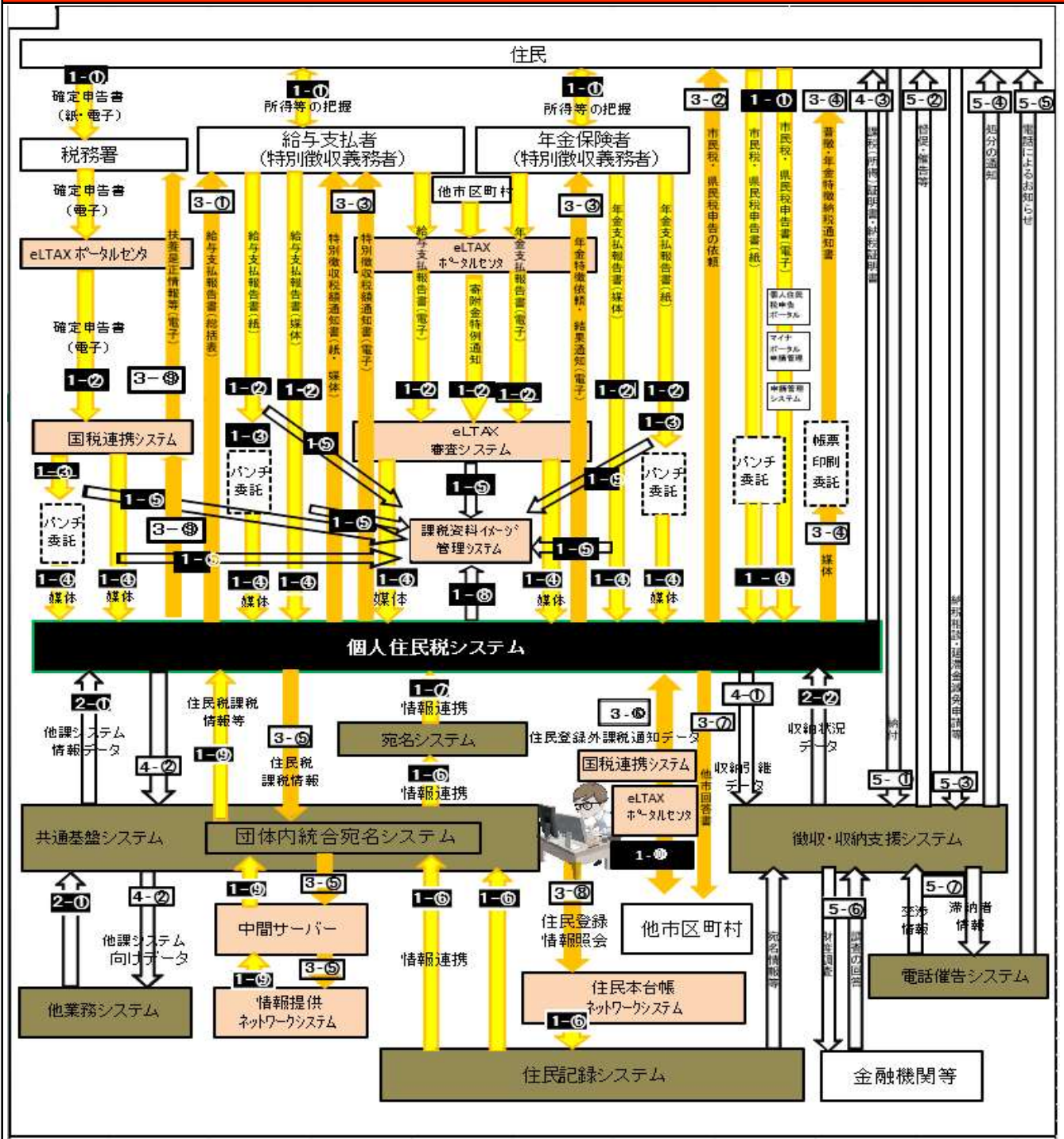
システム11	
①システムの名称	税務システム(固定資産税システム)
②システムの機能	1 賦課決定事務向け機能 (1)評価登録 マッピングシステムや路線価付設システム及び家屋評価システムからのデータ連携を行う。 (2)当初賦課処理 ア 資産ごとに登録した課税資料を個人単位(宛名番号単位)に名寄せし税額等を算出した賦課ファイルを作成する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。 イ 収納・滞納整理管理システムへの税額引継ファイルを作成する。 (3)納税通知書作成機能 賦課データを作成、外部業者に委託し納税通知書の印刷、封入封緘を行う。また、賦課データを更正したものについては、庁内で納税通知書を印刷、封入封緘を行う。 2 賦課異動事務向け機能 (1) 賦課異動分を対象に固定資産価格の決定(修正)通知書及び納税通知書を作成する。収納・滞納整理管理システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 オンライン機能 (1)課税対象者情報の照会・登録・変更機能 賦課期日時点の住民記録情報を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。 (2)課税照会・登録・変更機能 課税情報の照会・登録(法務局の登記情報・償却資産の申告情報)・変更を行う。 (3)事業所照会・登録・変更機能 事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 (4)宛名情報の照会・登録・変更機能 宛名情報の照会・登録・変更を行う。 (5)帳票発行機能 名寄せ帳、縦覧帳簿、固定資産価格の決定(修正)通知書、納税通知書等の発行を行う。 4 収納管理事務向け機能 (1)収納・滞納整理管理システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 (2)収納・滞納整理管理システムから連携された収納情報を取り込む。 5 証明書発行機能 申請に応じて、固定資産税課税台帳登録事項証明書、評価証明書、公課証明書、償却資産課税台帳、名寄せ帳、納税証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム12	
①システムの名称	電子申告審査システム(eLTAX)(固定資産税)
②システムの機能	1 申告データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された償却資産申告書等を審査・管理する。 2 申請・届出データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された各種申請・届出を審査・管理する。 3 申告データの連携機能 固定資産税システムへ申告データを連携する。 4 プレ申告データの連携機能 納税義務者に対して、償却資産申告書のプレ申告データを送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (地方税ポータルセンター [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

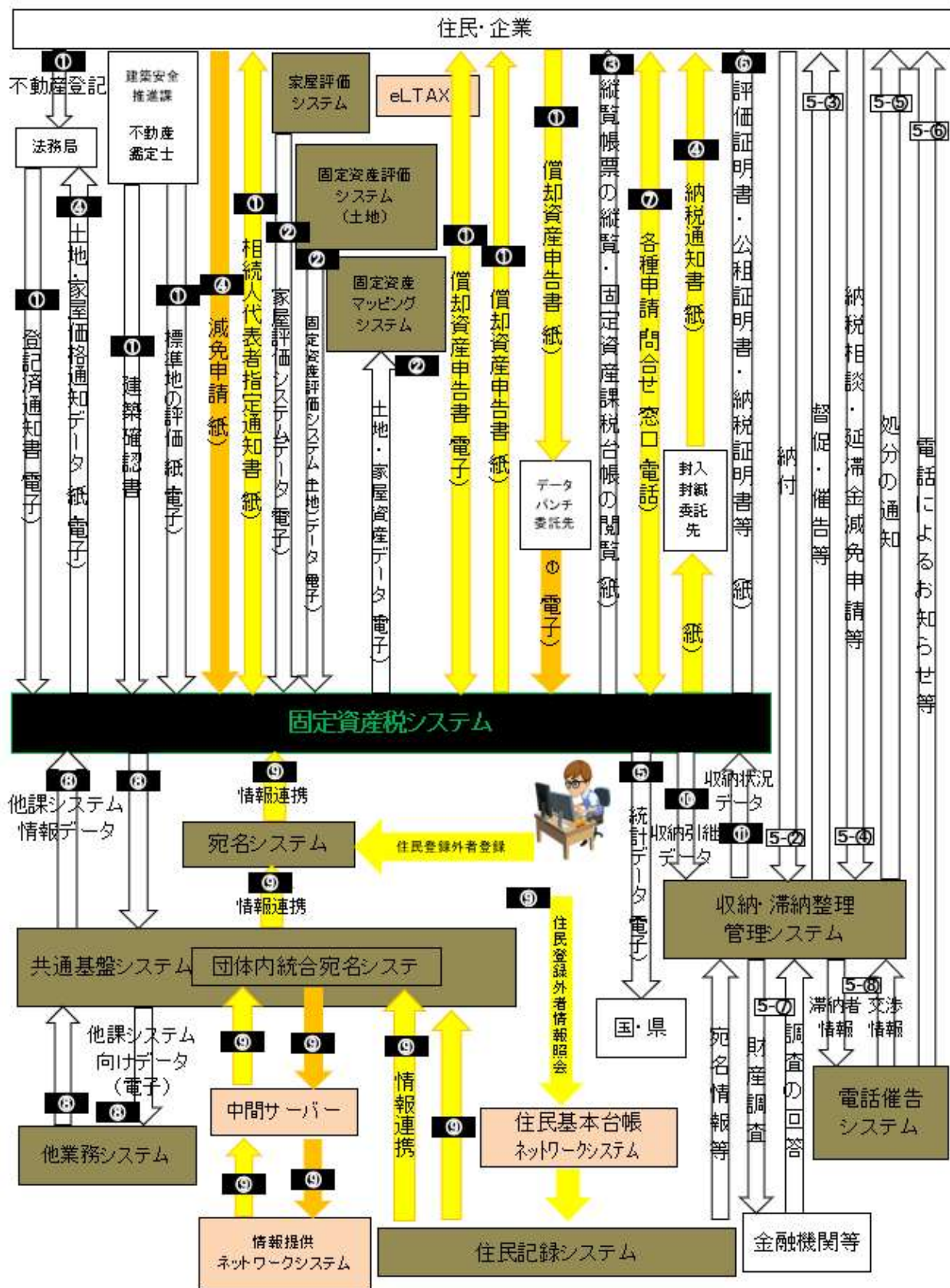
システム16	
①システムの名称	徴収・収納支援システム(固定資産税)
②システムの機能	1 入金消込処理機能 2 口座振替処理機能 3 収納状況等照会・納付書発行機能 4 還付充当処理機能 5 督促催告処理機能 6 督促状返戻公示処理機能 7 決算調査用機能 8 滞納者管理機能 9 納税者基本情報管理機能 10 催告書発行機能 11 財産調査関係機能 12 滞納処分機能 13 不納欠損管理機能 14 その他機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム17	
①システムの名称	電話催告システム(固定資産税)
②システムの機能	1 電話催告対象者リストCSVの取込機能 2 電話催告対象者の個人票の表示機能 3 電話催告対象者の電話催告記録の登録・閲覧機能 4 電話催告記録のCSV出力機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム18	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム)

システム19	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	1 連携サーバ マイナポータル申請管理で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 2 申請管理システム 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データをダウンロードできる機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル 固定資産税・都市計画税特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(個人住民税等) 1 番号制度開始により、課税資料等へ個人番号が記載されることになり、受付した課税資料を基に個人住民税システムで賦課データを作成するため。 2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。 3 情報提供ネットワークシステムを介して他市町村、他機関に提供する必要があるため。 (固定資産税) 1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書様式に個人番号の記入欄が設けられている。このため、個人番号付きの償却資産申告書を受け付けすることとなる。受け付けした償却資産申告書は固定資産税システムで管理され、賦課データを作成する。 2 事務全般において、本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 3 上記のように、固定資産税・都市計画税について、納税義務者の所有者情報・評価情報等を正確に把握して税を賦課するため、固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有する必要がある。
②実現が期待されるメリット	(個人住民税等) 1 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)所得証明書や住民票の添付省略 (2)法定調書の提出に係る事業者負担の軽減 (3)各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略 2 行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止) 効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。 (固定資産税) 1 事務・手続きの簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)本人特定の効率化 上記のように、事務の簡素化や効率的な賦課の実施に資する。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(個人住民税等) 財政局税務部市民税課、納税課 (固定資産税) 財政局税務部固定資産税課、納税課
②所属長の役職名	(個人住民税等) 市民税課長、納税課長 (固定資産税) 固定資産税課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容





(備考)

(個人住民税等)

1 データ収集の流れ(個人番号含む)

- ① 住民(＝納税義務者)が給与支払者・年金保険者へ扶養親族の申告、所得税確定申告書、市民税・県民税申告書を提出
- ② 税務署及び給与支払者・年金保険者から提出された確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を受付し、他の自治体から送信される寄付金税額控除に係る申告特例通知データを受信
- ③ 受付した課税資料をデータ化し個人住民税システムへ登録するためパンチ委託業者へ送付
- ④ データ化された課税資料を個人住民税システムへ登録
- ⑤ 課税資料のイメージデータを生成し、課税資料イメージ管理システムへ登録
- ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムから生成した個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名システム・宛名システム等へ連携
- ⑦ 宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対象者情報を個人住民税システム上に作成
- ⑧ 宛名番号や個人番号などを課税資料のイメージデータに紐づけるデータを課税資料イメージ管理システムに登録
- ⑨ 情報提供ネットワークシステムにより静岡県以外の住民登録者の課税状況等を照会
- ⑩ 他の自治体から国税連携システムにて送信される住民登録外課税通知データを受信

2 データ収集の流れ(個人番号含まない)

- ① 個人住民税等の賦課に必要となる福祉関連情報(生活保護情報等)を個人住民税システムへ登録
- ② 個人住民税等の賦課データに対する収納情報を徴収・収納支援システムより個人住民税システムへ登録

3 データ提供・発出の流れ(個人番号を含む)

- ① 給与支払者に対し総括表・給与支払報告書の提出依頼
- ② 住民に対し市民税・県民税申告書の提出依頼
- ③ 特別徴収義務者となる給与支払者又は年金保険者に対し、特別徴収税額決定(変更)通知書の送付
- ④ 普通徴収納税通知書データを作成し、印刷及び封入業者へ送付。印刷・封入後、納税義務者あて発送。
- ⑤ 決定した賦課情報を団体内統合宛名システムを経由して情報提供ネットワークシステムへ登載。
- ⑥ 住民登録外課税者について、住民登録がある自治体へ国税連携システムにて住民登録外課税通知データを送信
- ⑦ 書面による課税状況等の照会に対する回答
- ⑧ 住民登録不明者に対し、住基ネット端末による住民登録地等の照会
- ⑨ 国税庁へ扶養是正情報等の送付

4 データ提供・発出の流れ(個人番号を含まない)

- ① 住民税賦課情報を徴収・収納支援システムへ引き継ぎ
 - ② 住民税賦課情報を参照する他業務(福祉関係等)への情報提供(移動)
 - ③ 住民税賦課情報より課税証明書・納税証明書を発行
- 5 収納・徴収関係システム等に係るデータ収集及び提供
- ① 納税義務者が納付した税額を収納システムのデータと照合・消込み
 - ② 滞納者に対し督促状、催告書の発送
 - ③ 滞納者に対する納税相談、延滞金減免申請受付
 - ④ 滞納処分に関する通知発送
 - ⑤ 滞納者に対する電話催告
 - ⑥ 滞納者の差し押さえ債権に関する調査
 - ⑦ 電話催告システムへの滞納者情報及び折衝記録の連携

(固定資産税)

- ① 登記済通知書、償却資産申告書等をもとに課税台帳を整備する。登記所(法務局)からの登記済通知書等により、納税義務者の変更を把握する。

所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、相続人の調査を行う。

- ② 価格決定(評価額決定)にあたり、家屋評価システムのデータを連携する。

(土地は、税務システムで計算するため、データ連携なし)

- ③ 縦覧帳簿を作成し、納税者の縦覧に供する。固定資産課税台帳を納税義務者の閲覧に供する。
- ④ 固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税通知書を作成して発送する。減免申請を受付する。
- ⑤ 統計・調査データを国・県へ送付する。
- ⑥ 評価証明書、公課証明書等の各種証明書を発行する。
- ⑦ 税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。(本人確認や個人番号による個人特定、他市町村への照会に利用)
- ⑧ 他業務システム向けデータを作成し提供する。
- ⑨ 情報提供ネットワークシステムにより生活保護情報データを参照する。なお、個人番号が未登録の住民登録外者の申告は、住民基本台帳ネット

ワークシステムを介して4情報を基に当該個人の個人番号を取得し、税宛名システムに登録する。

- ⑩ 課税情報ファイルを作成し、納税課に引き継ぐ。
- ⑪ 収納状況データを取得し、賦課情報に反映させる。 ※5-②から5-⑧は、個人住民税に同じ。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

特定個人情報ファイル 【 個人住民税等 】【 固定資産税・都市計画税 】

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税等の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 固定資産税及び都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者	
その必要性	1 個人住民税等業務における本人確認のため 2 所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため 3 固定資産税・都市計画税の管理事務を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	

	その妥当性	(個人住民税等) 1 個人番号、氏名・性別・生年月日・住所(以下、「4情報」という。) 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 個人住民税等賦課に必要(住民日の賦課期日判定など) 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要 5 国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 個人住民税等賦課に必要 6 生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 個人住民税等賦課業務において参照に必要 (固定資産税) 1 識別情報 (1)納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人を特定するため (2)本人確認を行うため 2 4情報 及び 連絡先情報 (1)納税通知書等の送付先、納税義務者・納税管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のため 3 業務関係情報 (1)地方税関係情報：固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため (2)算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	財政局税務部市民税課(個人住民税等) 財政局税務部固定資産税課(固定資産税)	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍管理課、福祉総務課、介護保険課、建築指導課、農業委員会、消防予防課、緑地政策課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機構、地方法務局、東海財務局静岡財務事務所) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、情報提供ネットワークシステム利用機関) ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金保険者) ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム・地方税ポータルセンター・申請管理システム)	

③入手の時期・頻度

(個人住民税等)

1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手

給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書の受付毎(毎年1月から4月頃にかけて複数回入手)

2 庁内連携により入手

(1)住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。

(2)基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※)

(3)年金からの特別徴収の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※)

(4)生活保護関連情報について、非課税判定を行う際及び減免に関する調査を行う際に入手する。

(5)介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴収に関する調査を行う際に入手する。

(6)身体障害者手帳関係情報及び精神障害者保健福祉手帳関係情報について、障害者控除に関する調査を行う際に入手する。

(※)個人番号は含まれないが、税システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。

3 年金保険者より入手

年金保険者より毎年5月に特別徴収対象者データ、毎年9月に特別徴収税額通知の処理結果通知を受け取る。また、特別徴収処理停止通知の処理結果通知を毎月、特別徴収結果通知を隔月で受け取る。

4 国税庁より入手

国税当局に提出された確定申告書、法定調書の情報を国税連携システム等を通じて受領する。確定申告書は1年を通じて受領し、法定調書の情報は国で定めた月に受領する。

5 他自治体より入手

他自治体が作成した住民登録外課税通知データ及び寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム等を通じて受領する。住民登録外課税通知データは1年を通じて受領し、寄付金税額控除に係る申告特例通知データは主に1月に受領する。

6 地方公共団体情報システム機構からの入手

調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。

7 情報提供ネットワークシステムにより入手

調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。

(固定資産税)

1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手

(1)課税資料(納税代表者届、納税管理人(変更)申告書等)から随時入手する。

(2)償却資産の情報について、申告により1月末までに入手(1月1日時点の状況)する。

(3)当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のために随時入手する。

2 庁内連携により入手

(1)宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手する。

(2)家屋の新增築、滅失等について、建築安全推進課から建築確認、解体工事情報を随時入手する。(※)

(3)農地の転用・所有権移転について、農業委員会から情報を随時入手する。(※)

(4)都市計画決定に漏れた生産緑地14条解除について、緑地政策課から情報を随時入手する。(※)

(5)火災の被害状況について、消防局予防課から情報を随時入手する。(※)

(※)個人番号は含まれていない。

3 他機関より入手

(1)土地の分合筆等・家屋の新增築等について、法務局から登記情報通知を随時入手する。

(2)国有農地の使用者課税について、東海財務局静岡財務事務所から情報を随時入手する。

4 地方公共団体情報システム機構からの入手

調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。

5 情報提供ネットワークシステムにより入手

調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。

④入手に係る妥当性	(個人住民税等) 1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1) 地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。 (2) 国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。 (3) 確定申告書にあっては、納税者等の利便性向上のために書面以外に、インターネットを利用した電子申告が認められている。 2 庁内連携により入手 番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。 3 他機関より入手 地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時限り入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。 (固定資産税) 1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則様式において個人番号の記入欄が設けられている。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 2 庁内連携により入手 番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、固定資産税賦課業務において必要時に情報を入手できる。 3 他機関より入手 登記情報通知(土地の分合筆等・家屋の新增築等)については、制度上、地方法務局から情報提供を受けている。(個人番号は含まれていない) 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時限り入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。
-----------	--

⑤本人への明示		(個人住民税等) 1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1) 地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。 (2) 国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。 (3) 確定申告書にあっては、納税者等の利便性向上のために書面以外に、インターネットを利用した電子申告が認められている。 2 庁内連携により入手 番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。 3 他機関より入手 地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時に限り入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。 (固定資産税) 1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1) 地方税法施行規則第14条により、市区町村へ提出される償却資産申告書様式に個人番号欄が明示されている。 (2) 静岡市税条例施行規則により、市長に提出される固定資産税・都市計画税減免申請書、固定資産現所有者申告書等の各申請書等に個人番号欄が明示されている。 2 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時に限り入手する。 3 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。	
		(個人住民税等) 適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 (固定資産税) 1 効率的に本人確認を行えるよう、個人番号を利用する。 2 納税者が申告書を提出する際、身分証明書の確認が省略できる等の納税者の利便性向上のために利用する。	
⑥使用目的 ※		変更の妥当性 —	
⑦使用の主体		使用部署 ※	(個人住民税等) 財政局税務部市民税課、清水市税事務所 (固定資産税) 財政局税務部固定資産税課、清水市税事務所
		使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		(個人住民税等) 1 課税資料受付事務 (1)確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 (2)住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する住登外課税通知書に個人番号を記載する。 2 賦課決定事務 (1)資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せする際の判断に利用する。 (2)給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を送付する。 3 賦課変更事務 給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を送付する。 4 調査事務 (1)納税義務者の市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。 (固定資産税) 1 課税準備事務 償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。 2 課税資料受付事務 納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 3 賦課決定・更正事務 (1)通知書等に個人番号を記載する。 (2)生活保護受給情報から、固定資産税及び都市計画税の減免判定を行う。 4 事務全般 (1)本人確認を行う際に個人番号を利用する。
	情報の突合 ※	(個人住民税等) 1 上記項番1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。 (固定資産税) 上欄の1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税等賦課業務では実施しない。 特定個人情報に関する統計分析については、固定資産税賦課業務で実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・変更する。 固定資産の保有の有無及びその評価額に基づき、固定資産・都市計画税額を決定・変更する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (8) 件
委託事項1		税務・国保年金システム運用支援業務
①委託内容		個人住民税システム含む税務・国保年金システムの運用、保守に関すること。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体
対象となる本人の数		☐ 10万人以上100万人未満
対象となる本人の範囲 ※		個人住民税等の課税対象者及びその被扶養者及び事業専従者のうち個人番号を有する者 特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性		税務・国保年金システムの安定稼働のため専門知識を有する民間事業者への委託が必要。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (庁内での税務・国保年金システム直接操作にて取り扱う。)
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東海
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		個人住民税課税資料データエントリー業務(個人住民税等)
①委託内容		提出された課税資料の記載内容を個人住民税システムで使用できる電子データを作成(パンチ)する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税等の課税対象者及びその被扶養者及び事業専従者のうち個人番号を有する者
	その妥当性	個人住民税等の当初賦課決定の期日までにすべての課税資料について課税情報に反映させるために必要。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		富士テクノロジー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者よりあらかじめ書面で再委託の理由及び再委託先、再委託する業務の内容について記載した申請を受けることで再委託の妥当性を判断し、承認する。
	⑨再委託事項	委託内容の一部
委託事項3		電子申告・国税連携システム運用支援業務
①委託内容		eLTAX、国税連携システムの運用管理、データ連携等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	(個人住民税等) 給与支払報告書又は年金支払報告書の提出に係る電子申告利用者又は所得税確定申告提出者のうち、個人番号を有する者 (固定資産税) eLTAXの利用届等の提出があった者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	(個人住民税等) 個人市民税等の申告データの受付、公的年金からの特別徴収を実施するために必要。 (固定資産税) 審査サーバーを委託利用型により利用しているため。

③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		課税資料イメージ管理システム提供業務	
①委託内容		個人市・県民税課税資料を受託者の提供するシステムにより、電子データで保管・閲覧する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	給与支払報告書及び年金支払報告書、所得税確定申告書等課税資料提出者のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性	1 特定個人情報の適切な管理(課税資料原票の施錠可能な場所への保管、アクセス状況の記録及び保存)を行うために必要。 2 課税資料の名寄せ、編綴作業の省力化のために必要。 3 市民からの区をまたぐ問い合わせに迅速な原本確認を行うために必要。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社SBS情報システム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者よりあらかじめ書面で再委託先、業務の内容、及びその理由について記載した申請を受けることで再委託の妥当性を判断し、承認する。	
	⑨再委託事項	環境構築等、委託内容の一部	

委託事項5		納税通知書の封入・封緘					
①委託内容		納税通知書の裁断及び封入・封緘(土地・家屋・償却資産)					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税(償却資産)の納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人のうち、個人番号を有する者					
	その妥当性	業務の効率化及びコスト削減のために必要。					
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()					
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、入札結果は問い合わせがあれば対応する。					
⑥委託先名		サンメッセ株式会社 静岡営業所					
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						
委託事項6～10							
委託事項6		庁外データエントリー業務(固定資産税)					
①委託内容		償却資産申告書類をもとに電子データファイルを作成する					
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税(償却資産)の納税義務者のうち、個人番号を有する者					
	その妥当性	償却資産申告書類の件数が膨大であり、繁忙期のため、職員のみで作業が行えないため。					
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()					
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認					

⑥委託先名		富士テクノロジー株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐再委託しない ☒再委託する
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		現行税務賦課システムデータ基本データリスト形式変換アプリケーション作成等業務
①委託内容		標準準拠システム移行用データ作成のために、現行税務賦課システムデータを基本データリスト形式へデータ変換するためのアプリケーションを作成し、既存データを変換できるようにする。 また、税務業務における既存システムから標準準拠システムへの移行を実現するために、現行税務賦課システムデータの構成・属性等を全容把握する必要があり、調査・分析等を実施する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐特定個人情報ファイルの全体 ☒特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐10万人以上100万人未満 ☒100万人以上1,000万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 固定資産税及び都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者
	その妥当性	現行税務賦課システムデータ基本データリスト形式変換アプリケーションの作成及び現行税務賦課システムデータの調査等を実施するには、作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐10人以上50人未満 ☒50人以上100人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐専用線 ☐電子メール ☐電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐フラッシュメモリ ☐紙 ☒その他 (庁内において、現行税務賦課システムデータ調査用サーバーに直接操作して取り扱う。)
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐再委託する ☒再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の所在又は住所、商号または名称、代表者職氏名、電話番号、再委託予定期間、再委託する理由、再委託する業務の範囲等及びその他静岡市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。 また、再委託承認書交付後、委託先に対して個人情報の保護に関する取扱仕様書及び特定個人情報の取扱いに関する仕様書の内容を準用する旨の記載がある再委託に関する契約書又は請書の写し、再委託者からの暴力団排除に関する誓約書兼同意書を速やかに提出させる。

	⑨再委託事項	主たる業務を除いた委託業務の一部	
委託事項8		申請管理システム運用・保守業務	
①委託内容		申請管理システムの運用・保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		個人住民税等の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
その妥当性		申請対象は事務対象者全員に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ申請管理システムを直接操作する。)	
⑤委託先名の確認方法		静岡県情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東海	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託に関する書面での取り交わしを行う。	
	⑨再委託事項	ネットワーク機器保守	
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (60) 件 ☐ 移転を行っている (17) 件 ☐ 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙参照)【個人住民税等】
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	別紙参照
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税等の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
提供先2～5	
提供先2	個人住民税等の特別徴収義務者【個人住民税等】
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額の決定及び変更の通知のため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税等の特別徴収の対象となる給与所得者及び年金受給者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(給与分5月、年金分6月) 月次更正分 各月1回

提供先3	国税庁【個人住民税等】
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	所得税及び復興特別所得税の適切な課税を行うため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税等の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先4	他自治体の長【個人住民税等】
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第294条第3項、地方税法施行規則第9条の2の4、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	他の自治体が個人住民税の賦課決定を適切に行うため(住民登録外課税通知においては二重課税防止)
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税等の納税義務者のうち、個人番号を有する者 (住民登録外課税通知：住民登録外課税とした者、寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者)
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民登録外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：主に1月
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 国民健康保険業務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 2 後期高齢者医療事務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 3 国民年金法に基づき日本年金機構が行う国民年金業務における被保険者の資格、年金及び保険料に関する報告の求めに対する事務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等

④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険被保険者及び世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （ 個人住民税オンライン画面 ）
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先2～5	
移転先2	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	介護保険業務に係る保険料賦課及び給付事務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者及び世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 （ 個人住民税オンライン画面 ）
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先3	子ども未来局子ども家庭課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 児童手当給付事業 2 児童扶養手当給付事業 3 母子家庭等医療費助成事業 4 母子家庭等日常生活支援事業 5 高等職業訓練促進給付金等支給事業 6 自立支援教育訓練給付金事業 7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金 8 交通遺児等福祉手当事業
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事業に係る受給対象者及びその世帯

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人住民税オンライン画面)
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先4	子ども未来局幼保支援課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	教育・保育施設等に係る利用者負担額算定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こども園等入園児童の保護者世帯
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人住民税オンライン画面)
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先5	保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 自立支援給付支給認定事業 2 自立支援医療支給認定事業 3 特別児童扶養手当給付事業 4 障害児福祉手当及び特別障害者手当給付事務 5 補装具支給事業 6 日常生活用具助成等事業 7 重度心身障害者医療費助成事業 8 障害者地域生活支援事業 9 障害児施設給付事業
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (個人住民税オンライン画面)

⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先6～10	
移転先6	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	生活保護費支給業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者及び前年受給していた者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (個人住民税オンライン画面) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先7	保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 高齢者紙おむつ支給事業 2 高齢者等緊急通報体制整備事業 3 自動消火器給付事業 4 高齢者福祉電話貸与事業 5 家族介護慰労金支給事業 6 高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業 7 外国人高齢者福祉手当事業 8 老人ホーム入所者等費用徴収事務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (個人住民税オンライン画面) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回

移転先8	保健福祉長寿局保健衛生医療部精神保健福祉課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 自立支援給付支給認定業務 2 重度心身障害者医療費助成交付業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先9	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所総務課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 自立支援医療給付決定(育成医療)業務 2 小児慢性特定疾病医療費支給認定業務 3 指定医療費(指定難病)支給認定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (個人住民税オンライン画面) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先10	子ども未来局児童相談所【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 児童福祉施設入所児童の扶養義務者負担金決定業務 2 障害児通所給付費及び給付費決定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員

⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] エレクトメール [] エレクト記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 （ 個人住民税オンライン画面 ）
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先11～15	
移転先11	都市局建築部住宅政策課【個人住民税等】
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	市営住宅家賃算定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] エレクトメール [] エレクト記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先12	総務局人事課、保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課、消防局消防部消防総務課、上下水道局水道部水道総務課、教育委員会事務局教育局教育総務課、教育委員会事務局教育局教職員課【個人住民税等】
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	静岡市職員の児童手当認定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記②の事業に係る受給対象者及びその世帯員
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] エレクトメール [] エレクト記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 （ 個人住民税オンライン画面 ）
⑦時期・頻度	当初課税分 年1回(6月) 更正分 随時

移転先13		保健福祉長寿局保健衛生医療部感染症対策課【個人住民税等】		
①法令上の根拠		静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項		
②移転先における用途		感染症入院医療費公費負担決定業務		
③移転する情報		所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等		
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員		
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（個人住民税オンライン画面） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙		
⑦時期・頻度		当初課税分 年1回(6月) 更正分 随時		
移転先16～20				
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		1 静岡市における措置 (1)セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 (2)サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証を必要とする。 (3)紙媒体及び電子記録媒体については、鍵付きキャビネット等で保管し、退庁時に施錠する。 (4)端末については、盗難防止具(鍵付きチェーン等)を使用する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 3 申請管理システム システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		
②保管期間		☐ 20年以上 ☐ 20年未満 ☐ 10年以上10年未満 ☐ 10年以上20年未満 ☐ 定められていない ☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 4年 ☐ 5年 ☐ 6年		

	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要（個人住民税等）（6年以上10年未満） 過誤納金補填金支払対象期間が20年度間のため。（固定資産税）（20年以上）
③消去方法		1 静岡市における措置 (1)データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報、システム上の処理で一括消去する。 (2)記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行う。 (3)紙媒体は、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 3 申請管理システム 外部記憶媒体に一時的に保管した際は、使用終了後速やかにデータの消去を実施する。 データベース上は保管期間終了後速やかに消去を実施する。 機器廃棄時は物理的破壊等データの完全消去を実施する。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別添2のとおり

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
地方税等管理事務に関する特定個人情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者本人であることを確認している。 2 他業務等からの情報入手時における措置 (1)他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき課税対象者と合致するかを確認している。 (2)他団体からの申告情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が課税対象者と合致するかを確認している。 3 システムにおける本人情報検索時の措置 業務マニュアルの整備や職員に対する研修を実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。 4 申請管理システムにおける措置 申請データの受理時には、申請されたデータが課税対象者と合致するかを確認する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 (1)地方税等管理事務の遂行に必要な情報以外は入力できないようシステム的に担保されている。 (2)本人等が記載する申告書等は、法令等に定める記載項目の情報以外は入手できないようにしている。 2 他業務等からの情報入手時における措置 他業務等からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 課税資料、申請書、届出書等の提出を求める際に、地方税等賦課の資料となる旨を説明する。 2 調査・照会等により情報を入手する際は調査目的、根拠法令等を示して回答を求める。 3 税務システムには、地方税等管理事務に関係のない情報は取り込まない。 4 各システムの情報照会は、各々ID/パスワード設定により第三者からの不適切な照会を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行っている。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 2 他業務等からの情報入手時における措置 (1)他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき課税対象者と合致するかを確認している。 (2)他団体からの申告情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が課税対象者と合致するかを確認している。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 2 職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。	

その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	1 紙媒体の申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めて漏えい、紛失を防止している。 2 上記1の職員間で随時周知を行い共通認識を図っている。 3 申請管理システムにおける措置 LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	1 宛名システム等へは、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。 2 個人番号利用事務等実施者以外の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制限を行う。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 税務システムから他システムへの情報連携は、必要となる情報のみに制限する。 2 税務システムには、地方税等管理事務に関係のない情報を保存しない。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 税務システムは、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しており、権限のない機能は利用できない。 2 パスワードは個人ごとに割り当て、同一のパスワードを複数人で使用することはない。 3 申請管理システムにおける措置 利用する必要がある職員を特定し、適切なユーザ割り当て及び認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 共有のパスワードは発行せずに、個人ごとに発行している。 2 アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者が当該パスワードを削除する。 3 申請管理システムにおける措置 ・最低限必要なもののみを発効する。 ・業務上不要になったものについては廃止する。		
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている2) 行っていない	

	具体的な管理方法	1 データ保護管理者(主管の長)は、職員の異動・退職により業務上アクセスが不要になったものについては速やかに当該パスワードの削除を行う。 2 申請管理システムにおける措置 定期的にユーザ ID一覧とアクセス権限の管理表と突合を行い確認する。
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	1 システム操作履歴として、日時、ユーザID、端末ID、異動事由、対象者情報を記録する。 2 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。 ・想定外のログを検知し、内容を確認する。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 3 委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 4 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 5 申請管理システム ・申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		1 システム上では、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。 2 バックアップ以外にファイルの複製を行わないよう、職員、委託先等に対し指導する。 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 その他、静岡市情報セキュリティポリシーに基づいた対策を講じている。		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		

情報保護管理体制の確認		1 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 2 委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。 3 申請管理システムにおける措置 ・委託先から提出される担当者及び体制図により確認を行っている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	1 委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。 2 システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。 3 システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 4 システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。 5 申請管理システムにおける措置 ・担当者以外アクセス制限がされている
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	1 契約書に基づき、委託業務が実施されていることを随時確認するとともに、その記録を残す。 2 委託事業者から随時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。 3 申請管理システムにおける措置 ・ログ等による管理をしている
特定個人情報の提供ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 提供の原則禁止を契約書に明記している。 2 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託先であるか確認する。 3 委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。 4 申請管理システムにおける措置 ・契約書において、提供を行わない旨の記載をしている。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託業務については、契約書にて委託業務の実施場所を指定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認める場合は調査を行い、または報告を求める。 3 申請管理システムにおける措置 ・契約書において、記載をしている。
特定個人情報の消去ルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託事業者は、個人情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認める場合は調査を行い、または報告を求める。 3 申請管理システムにおける措置 原則、特定個人情報の提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ当該システムを直接操作するため、消去する特定個人情報は無い。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守を明記している。 (※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。) 1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。 2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。 6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。 <申請管理システムにおける措置> 秘密保持義務、事業者内からの特定個人情報の持ち出しの禁止等
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託先との契約書等に、特定個人情報の取扱いに関する仕様書の内容を準用する旨の明記をすることを委託先への義務としている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	1 地方税申告書、他市町村に対する通知等、情報の提供については、発送の記録を残している。 2 情報の移転については、税務システム及び共通基盤システムで実施記録のログを取得している。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 情報の提供については、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2 情報の移転については、予め当該特定個人情報の保有課のデータ保護管理者(主管の長)にデータの使用許可を受けることとする。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 情報の提供については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上提供する。 2 情報の移転については、当該特定個人情報を利用できる所管業務及び事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	適正な情報を提供・移転するため、税務システムにおける論理チェック、移転先の制御及び情報保有課の法令確認や納税義務者送付先の確認を徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 2 中間サーバーの運用における措置 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 照会が完了又は中断した情報は、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されない。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 静岡市における措置 共通基盤システムにおいて、情報の提供については端末・システム・データが特定できるよう記録している。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施する。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応を求められる情報には自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 静岡市における措置 (1)セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 (2)サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。 (3)各区役所等の執務室等への入退室については、当該所属長の許可を受けた者に限定している。 (4)特定個人情報が記載・記録された媒体の保管場所は、施錠管理している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システム及び連携サーバについては、電子計算機室等の管理区域に設置しており、入室管理などの物理的対策を講じている。 ・申請管理システム接続端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		1 静岡市における措置 (1)ウイルス対策ソフトを導入し、定義ファイルを常に最新化するとともに、外部媒体の接続制限、ほかのネットワークとの接続については、ファイアウォールを設置し外部からのアクセスを常時監視している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2)中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システム及び連携サーバ、申請管理システム接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間に DMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	

再発防止策の内容		-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて保管している。		
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 住民記録システム(既存住基システム)等との整合処理を定期的 to 実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。 2 申請管理システムにおける措置 申請管理システムでは不適切な古い情報を保管することはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	1 データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報は、システム上の処理で消去する。 2 磁気ディスク、記録装置及び記録媒体の廃棄時は、静岡市セキュリティポリシーに基づき、物理破壊等、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により廃棄する。 3 紙媒体については課税資料の年度別に区分して保管し、保管期間経過後は静岡市セキュリティポリシーに基づき、焼却、溶解等による復元不能な方法により廃棄処理を行う。 4 申請管理システムにおける措置 申請管理システム及び連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 5 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する		
その他の措置の内容		-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	1 静岡市における措置 評価書の記載内容通りの運用ができていくについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 (1)運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2)政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	1 静岡市における措置 以下の観点により、年に1回、自己監査を実施する。 (1)評価書記載事項と運用実態のチェック (2)個人情報保護に関する規定、体制整備 (3)個人情報保護に関する技術的安全管理措置 (4)職員の安全管理措置の周知・教育 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施する。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	1 静岡市における措置 職員に対して、年に1回情報セキュリティに関する研修を実施する。違反を行った者については、その都度指導のうえ、程度によっては懲戒の対象とする。 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対しセキュリティ研修等を行う。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104 ・駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709 ・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (1) 市政情報コーナーへ直接請求書を提出する方法 (2) 請求書を郵便又は信書便で送付する方法
	特記事項 市ホームページに請求方法を掲載している。 URL:https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/s008449.html
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は複写料実費。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	個人情報ファイル名 地方税等管理ファイル 個人住民税課税対象者ファイル、個人住民税課税ファイル、個人住民税課税ファイル、個人市民税事業所ファイル、個人住民税収納ファイル(特徴)、個人住民税収納ファイル(普徴) 固定資産税土地資産ファイル、固定資産税家屋資産ファイル、固定資産税共有持分ファイル、固定資産税土地家屋賦課ファイル、固定資産税償却資産台帳ファイル、固定資産税償却資産マスタファイル、固定資産税償却資産賦課ファイル、固定資産税収納ファイル
	公表場所 静岡市ホームページ URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2547/s012589.html
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	・静岡市財政局税務部市民税課 静岡県葵区追手町5番1号 電話054-221-1558 ・静岡市財政局税務部固定資産税課 静岡県葵区追手町5番1号 電話054-221-1528
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則に基づき、市民意見提出手続を実施する。 実施に際しては、市ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、担当課及び各区役所市政情報コーナーにおいて全文を閲覧できるものとする。 意見の提出は、所定の様式により下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子申請及び担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	平成27年6月29日から平成27年7月29日、平成30年8月30日から平成30年9月28日、令和4年2月15日から令和4年3月17日、令和7年8月14日から9月16日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	特に意見はなかった。
⑤評価書への反映	特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年8月4日、平成30年11月6日、令和4年4月28日、令和7年10月7日
②方法	静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において実施した。
③結果	・平成27年実施結果 特定個人情報の保管について、業務に関係のない職員等が執務室等に入退室する場合には、所属長の許可を受けるよう管理の徹底を図ること。また、特定個人情報の廃棄について、執務室内における溶解箱等の設置保管場所について、オープンスペースへの設置は避け、施錠管理できる場所や外部から見つけることができない場所に保管するなどの措置について徹底を図るよう意見、指導をいただいた。 評価書の内容については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において了承された。 ・平成30年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、次の意見が付された上で了承された。 本来、平成29年度の委託業務を実施する前に、特定個人情報保護評価書を変更し、全項目評価をすべきものであった。については、平成30年度以降の委託業務を実施する際には、同じ事態にならないように留意すること。 ・令和4年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、次の意見が付された上で了承された。 (1)用語の定義を明確化するとともに用法について統一すること。 (2)保管方法や消去方法など、紙媒体や電磁的媒体の別ごとに記載すべき事項については、記載方法を修正すること。 (3)Ⅳの2の研修に関する記載については、実施頻度などを具体的に記載すること。また、違反者への対応についても具体的に記載すること。 (4)本文と別添資料の対応関係を明らかにするなど、評価書の記載を分かり易くすること。 ・令和7年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、以下の意見を付された上で了承された。 (1)Ⅱ4委託事項1と、4委託事項8の委託先名が同一の業者が別の表記となっているため、修正すること。 (2)Ⅱ6①「3申請管理システム」に記載のあるセキュリティゲートで管理をしている建物について明示をすること。 (3)Ⅲ7⑥「DDoS」について「DDoS」と修正すること。 (4)Ⅴ1②請求方法の内容について確認をし、修正すること。

4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	I 2 システム4 ①	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	
平成30年3月22日	I 6 ②(個人住民税) 1		38、85-2、119を追加 117、118を削除	事後	
平成30年3月22日	I 7 ②(個人住民税)	前澤利春、福地秀明	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	事後	
平成30年3月22日	II 3 ③ 2		(4)生活保護関連情報について、非課税判定を行う際及び減免に関する調査を行う際に入手する。 (5)介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴収に関する調査を行う際に入手する。 (6)身体障害者手帳関係情報及び精神障害者保健福祉手帳関係情報について、障害者控除に関する調査を行う際に入手する。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ④ 1	(1)市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書に地方税法施行規則等で様式に個人番号の追加が予想される。	(1)地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ④ 1	(2)国税庁(税務署)から回付される確定申告書には、様式に個人番号を追加されている。(国税通則法第124条)	(2)国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ④ 2	番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。	番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ④ 3	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加されており、個人番号の追加が予想される。時期についても同上の条文により明記されている。	地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 1	(1)市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書に地方税法施行規則等で様式に個人番号の追加が予想される。	(1)地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 1	(2)国税庁(税務署)から回付される確定申告書には、様式に個人番号を追加されている。(国税通則法第124条)	(2)国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 2	番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。	番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 3	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加されており、個人番号の追加が予想される。時期についても同上の条文により明記されている。	地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑦ 使用部署	各市税事務所	清水市税事務所	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑧ 使用方法	1 課税率係事務 市民税・県民税申告書に個人番号を出力し発送する。	(削除)	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑧ 使用方法	3 賦課決定事務 (2)普通徴収納税通知書及び特別徴収税額通知書に個人番号を記載する。	2 賦課決定事務 (2)特別徴収税額通知書(当初課税分)に個人番号を記載する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 使用方法	4 賦課変更事務 普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定通知書に個人番号を記載する。	3 賦課変更事務 特別徴収税額決定通知書(当初課税分)に個人番号を記載する。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 情報の突合	1 上記項番1、2、3、4、5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	1 上記項番1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 4 委託事項2 ⑥	株式会社 e-エントリー	株式会社e-エントリー、株式会社コピング	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1	保健福祉局福祉部保険年金管理課	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1 ②	1 国民健康保険税の賦課・給付等 2 後期高齢者医療保険料の賦課・給付等 3 国民年金保険料免除に関する所得確認及び無拠出障害基礎年金等受給者の所得確認	1 国民健康保険業務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 2 後期高齢者医療事務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 3 国民年金法に基づき日本年金機構が行う国民年金業務における被保険者の資格、年金及び保険料に関する報告の求めに対する事務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2	保健福祉局福祉部介護保険課	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2 ②	介護保険料賦課要件確認	介護保険業務に係る保険料賦課及び給付事務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3	子ども未来局子ども未来課	子ども未来局子ども家庭課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3 ②	1 児童手当給付事業 2 児童扶養手当給付事業 3 乳幼児医療費助成事業 4 母子家庭等医療費助成事業 5 母子家庭等日常生活支援事業 6 母子家庭自立支援給付金事業 7 児童短期入所生活援助事業 8 子育て支援ヘルパー派遣事業	1 児童手当給付事業 2 児童扶養手当給付事業 3 母子家庭等医療費助成事業 4 母子家庭等日常生活支援事業 5 高等職業訓練促進給付金等支給事業 6 自立支援教育訓練給付金事業 7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金 8 交通通児等福祉手当事業	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先4 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先4 ②	保育料の算定業務	教育・保育施設等に係る利用者負担額算定業務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5	保健福祉局福祉部障害者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5 ②	1 自立支援給付支給認定事業 2 自立支援医療支給認定事業 3 特別児童扶養手当給付事業 4 障害者紙おむつ支給事業 5 補装具支給事業 6 日常生活用具助成等事業 7 重度心身障害者医療費助成事業 8 身体障害者訪問入浴サービス運営事業 9 障害者地域生活支援事業 10 重度身体障害者住宅安心システム事業 11 障害児施設給付事業	1 自立支援給付支給認定事業 2 自立支援医療支給認定事業 3 特別児童扶養手当給付事業 4 障害児福祉手当及び特別障害者手当給付事務 5 補装具支給事業 6 重度心身障害者医療費助成事業 7 障害者地域生活支援事業 8 障害児施設給付事業	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先6	保健福祉局福祉部福祉総務課	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先6 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先7	保健福祉局福祉部福祉総務課	(特定個人情報の授受にあたらなため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8	保健福祉局保健衛生部精神保健福祉課	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8 ②	1 自立支援給付支給認定業務 2 自立支援医療支給認定業務 3 移動支援利用費助成事業 4 措置費用徴収額認定業務 5 日本放送協会受信料免除基準該当証明事務 6 重度心身障害者医療費助成交付業務	1 自立支援給付支給認定業務 2 重度心身障害者医療費助成交付業務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先9	保健福祉局保健衛生部保健予防課	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予防課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先9 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先10 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先12	子ども未来局子ども未来課	(特定個人情報の授受にあたらなため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先13	子ども未来局子ども家庭課	(特定個人情報の授受にあたらなため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先15	教育委員会事務局教育局学事課	(特定個人情報の授受にあたらなため削除)	事後	
平成30年3月22日	(別紙)番号法第19条第7号に定める提供先一覧		項番「48」2つあるため削除 項番「117」削除 項番「38」「85-2」追加 項番「118」を「119」に修正	事後	
平成30年3月22日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		ファイル項目の追加(赤字部分)	事後	
平成30年3月22日	Ⅴ 2 ①	054-221-1043	054-221-1558	事後	
平成30年3月22日	Ⅰ 7 ②(固定資産税)	固定資産税課長 小長谷 敏行、納税課長 福地 秀明	固定資産税課長 上口 俊明、納税課長 小長谷 敏行	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑦(固定資産税)	財政局税務部固定資産税課、各市税事務所	財政局税務部固定資産税課、清水市税事務所	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月25日	I 2. システム2②5(1)非違事項連絡箋作成機能	賦課・更正時に確認確認した所得税非違事項について連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)等を作成する。	賦課・更正時に確認した所得税非違事項について連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)等を作成する。	事後	誤字の修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 2. システム2②7収納管理事務向け機能	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 2. システム3②4特別徴収税額通知データの連携機能	特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額を通知データを送信する。	特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額の通知データを送信する。	事後	誤字の修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 2. システム3②5公的年金等からの特別徴収に係る通知送受信機能	年金保険者に対して地方税ポータルセンタを通じて年金特徴に係る通知データを送受信する	年金保険者に対して、地方税ポータルセンタを通じて年金特徴に係る通知データを送受信する。	事後	誤字の修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 2. システム5①システムの名称	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 2. システム10		課税資料イメージ管理システム追加	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 4. ①1	番号制度開始にあたり、申告書及び給与支払報告書等の課税資料等への個人番号の記載及び課税に際する個人番号を記載した通知書による納税の告知の義務化が予定されているため。	番号制度開始により、課税資料等へ個人番号が記載されることになり、受付した課税資料を基に個人住民税システムで賦課データを作成するため。	事後	特定個人情報ファイルの実際の取り扱い状況を反映する。このことは、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I 7. ②所属長の役職名	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	市民税課長、 納税課長	事後	様式変更に伴う修正のため、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1)事務の内容		課税資料イメージ管理システム追加	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1)事務の内容	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更したものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1)(備考)1⑤	住民基本台帳ネットワークシステムから生成した個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名システム・宛名システム等へ連携	課税資料のイメージデータを生成し、課税資料イメージ管理システムへ登録	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1)(備考)1⑥	宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対象者情報を個人住民税システム上に作成	住民基本台帳ネットワークシステムから生成した個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名システム・宛名システム等へ連携	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い項目番号が変更したものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 1⑦	情報提供ネットワークシステムにより静岡市以外の住民登録者の課税状況等を照会	宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対象者情報を個人住民税システム上に作成	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い項目番号が変更したものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 1⑧		宛名番号や個人番号などを課税資料のイメージデータに紐づけるデータを課税資料イメージ管理システムに登録	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 1⑨		情報提供ネットワークシステムにより静岡市以外の住民登録者の課税状況等を照会	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い項目番号が変更したものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 2②	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 4①	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するものであり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	I (別添1) (備考) 5①	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ変更するため、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 3. ⑧2(2)	特別徴収税額通知書(当初課税分)に個人番号を記載する。	給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を交付する。	事後	国の方針変更に対応するための事務の整理に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 3. ⑧3賦課変更事務	特別徴収税額決定通知書(当初課税分)に個人番号を記載する。	給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を交付する。	事後	国の方針変更に対応するための事務の整理に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 4. 委託事項2⑦	再委託しない	再委託する	事後	「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、緊急的に再委託の必要性が生じたため、再委託を承認した。税制改正や電子申告環境の整備などにより業務内容の多様化・高度化が見込まれ、今後も再委託の必要性が想定されることから評価書を修正した上で事後報告をする。
平成30年12月25日	Ⅱ 4. 委託事項2⑧		委託業者よりあらかじめ書面で再委託の理由及び再委託先、再委託する業務の内容について記載した申請を受けることで再委託の妥当性を判断し、承認する。	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 4. 委託事項2⑨		委託内容の一部	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 4. 委託事項3⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	委託先の変更であり、重要な変更にあたらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 4. 委託事項4		課税資料イメージ管理システムASPサービス提供業務追加	事後	「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、既に評価済みの個人住民税システムへの機能追加と捉えたため、委託業務を実施したが、その判断が誤りであった。業務効率化・セキュリティ強化の観点から今後も必要な委託業務と位置づけられるため評価書を修正した上で事後報告をする。なお、当該システム(委託業務)の追加は、情報連携に直接影響を及ぼさない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 提供移転の有無	移転を行っている 15件	移転を行っている 17件	事後	移転先追加に伴う件数の修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 提供先1(別紙)項番29	(提供先における用途)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収	(提供先における用途)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	脱字の追加であり、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 提供先1(別紙)項番31	(提供先)第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	(提供先)公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	脱字の追加であり、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 提供先1(別紙)項番113	(提供先)文部科学大臣、都道府県、知事又は都道府県教育委員会	(提供先)文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	誤字の修正であり、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 提供先2⑥		紙による提供を削除	事後	国の方針変更に対応するための事務の整理に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 移転先9②		3 感染症入院医療費公費負担決定業務 4 指定医療費(指定難病)支給認定業務 を追加	事後	県より移管された事務等の追加であり、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅱ 5. 移転先12		静岡市職員の児童手当認定業務に係る移転先の追加	事後	行政機関内での他部署への移転であり、事前通知事項に該当せず、重要な変更に当たらない。
平成30年12月25日	Ⅲ 4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を修正する。この項目は、「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、緊急的に再委託の必要性が生じたため、再委託を承認した。税制改正や電子申告環境の整備などにより業務内容の多様化・高度化が見込まれ、今後も再委託の必要性が想定されることから評価書を修正した上で事後報告をする。再委託先との契約書等に、特定個人情報の取扱いに関する仕様書の内容を準用する旨の明記をすることを委託先への義務としたため、「十分に行っている」に変更する。
平成30年12月25日	Ⅲ 4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	再委託先との契約書等に、特定個人情報の取扱いに関する仕様書の内容を準用する旨の明記をすることを委託先への義務としている。	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を追加する。この項目は、「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、緊急的に再委託の必要性が生じたため、再委託を承認した。税制改正や電子申告環境の整備などにより業務内容の多様化・高度化が見込まれ、今後も再委託の必要性が想定されることから評価書を修正した上で事後報告をする。再委託先においても特定個人情報ファイルが適切に取扱われるよう評価書に左記のとおり定める。
	Ⅰ 2. システム4②システムの機能	2 市町村間のデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。	2 他の自治体間でのデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。 住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送受信する。	事後	平成29年より機能追加された住民登録外課税通知データ及び平成31年に機能追加された寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅰ(別添1)事務の内容		住民登録外課税通知データ及び寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信の内容を追加	事後	平成29年より機能追加された住民登録外課税通知データ及び平成31年に機能追加された寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送受信についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅰ(別添1)(備考)1②	② 税務署及び給与支払者・年金保険者から提出された確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を受付	② 税務署及び給与支払者・年金保険者から提出された確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を受付し、他の自治体から国税連携システムにて送信される寄附金税額控除に係る申告特例通知データを受信	事後	国税連携システムを通じて行われる寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I (別添1) (備考) 1⑩		⑩ 他の自治体から国税連携システムにて送信される住民登録外課税通知データを受信	事後	国税連携システムを通じて行われる住民登録外課税通知データの受信についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	I (別添1) (備考) 3⑥	⑥ 住民登録外課税者の住民登録地へ住民登録外課税通知書を送付	⑥ 住民登録外課税者について、住民登録がある自治体へ国税連携システムにて住民登録外課税通知データを送信	事後	国税連携システムを通じて行われる住民登録外課税通知データの送信についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	II 3. ③入手の時期・頻度	3 他機関より入手	3 年金保険者より入手	事後	当該項目は年金保険者からの入手に係る記載のみであり、表現の修正に留まるものであるため、重要な変更に当たらない。
	II 3. ③入手の時期・頻度		4 国税庁より入手 国税当局に提出された確定申告書、法定調書の情報を国税連携システム等を通じて受領する。確定申告書は1年を通じて受領し、法定調書の情報は国で定めた月に受領する。	事後	従来から行っている国税庁より入手する確定申告書等の受領についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	II 3. ③入手の時期・頻度		5 他自治体より入手 他自治体が作成した住民登録外課税通知データ及び寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を国税連携システム等を通じて受領する。住民登録外課税通知データは1年を通じて受領し、寄付金税額控除に係る申告特例通知データは主に1月に受領する。	事後	国税連携システムの機能追加として平成29年より追加された住民登録外課税通知データ及び平成31年より追加された寄付金税額控除に係る申告特例通知データの受領についての記載を加えたものであり、重要な変更に当たらない。
	II 3. ③入手の時期・頻度	4 地方公共団体情報システム機構からの入手	6 地方公共団体情報システム機構からの入手	事後	国税庁及び他自治体より入手する項目を追加したことによる番号の修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 3. ③入手の時期・頻度	5 情報提供ネットワークシステムにより入手	7 情報提供ネットワークシステムにより入手	事後	国税庁及び他自治体より入手する項目を追加したことによる番号の修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 提供先4	市町村長	他自治体の長	事後	表現の修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4	番号法第19条第1号、地方税法第294条第3項、地方税法施行規則第9条の2の4、地方税法附則第7条第5項及び第12項	事後	国税連携システムの機能追加として平成31年より追加された寄付金税額控除に係る申告特例通知データの送信に係る法令の記載を加えたことによる修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 提供先4②提供先における用途	市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止)	他の自治体が個人住民税の賦課決定を適切に行うため(住民登録外課税通知においては二重課税防止)	事後	表現の修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 提供先4⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者	個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者 (住民登録外課税通知：住民登録外課税とした者、寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者)	事後	国税連携システムの機能追加として平成31年より追加された寄付金税額控除に係る申告特例通知データの送信に係る記載を加えたことによる修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 提供先4⑦時期・頻度	随時	住民登録外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：主に1月	事後	国税連携システムの機能追加として平成31年より追加された寄付金税額控除に係る申告特例通知データの送信に係る時期等の記載を加えたことによる修正であり、重要な変更に当たらない。
	II 5. 移転先5	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課	事後	移転先の課名変更による修正であり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1 個人住民税課税対象者ファイル	78.文書番号、79.通知年月日、80.送信先市(区町村)長、81.発出者、82.送信元市(区町村)、83.市区町村コード、84.部局課、85.担当者 を追加	事後	国税連携システムの機能追加として平成29年より追加された住民登録外課税通知データについての記載を加えたものであり、重要な変更にと当たらない。
	Ⅱ(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	3 個人住民税課税資料ファイル	161.手続ID、162.修正回数、163.通知年月日、164.団体コード、165.回送先区・事務所コード、166.市(区町村)長、167.都道府県知事、168.連絡先組織名、169.年分、170.住所、171.合計寄付金額 を追加	事後	国税連携システムの機能追加として平成31年より追加された寄付金税額控除に係る申告特例通知データについての記載を加えたものであり、重要な変更にと当たらない。
	V 1. ①請求先	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470	・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-2007	事後	ファクシミリ番号の修正であり、重要な変更にと当たらない。
	VI2. ②実施日・期間	平成27年6月29日から平成27年7月29日	平成27年6月29日から平成27年7月29日、平成30年8月30日から平成30年9月28日	事後	平成30年に実施した市民意見提出手続の実施期間を追加したものであり、重要な変更にと当たらない。
	VI3. ①実施日	2015/8/4	平成27年8月4日、平成30年11月6日	事後	平成30年に実施した第三者点検の実施日を追加したものであり、重要な変更にと当たらない。
	VI3. ③結果	特定個人情報の保管について、業務に関係のない職員等が執務室等に入退室する場合には、所属長の許可を受けるよう管理の徹底を図ること。また、特定個人情報の廃棄について、執務室内における溶解箱等の設置保管場所について、オープンスペースへの設置は避け、施設管理できる場所や外部から見つけることができない場所に保管するなどの措置について徹底を図るよう意見、指導をいただいた。 評価書の内容については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において了承された。	・平成27年実施結果 特定個人情報の保管について、業務に関係のない職員等が執務室等に入退室する場合には、所属長の許可を受けるよう管理の徹底を図ること。また、特定個人情報の廃棄について、執務室内における溶解箱等の設置保管場所について、オープンスペースへの設置は避け、施設管理できる場所や外部から見つけることができない場所に保管するなどの措置について徹底を図るよう意見、指導をいただいた。 評価書の内容については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において了承された。 ・平成30年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、次の意見が付された上で了承された。 本末、平成29年度の委託業務を実施する前に、特定個人情報保護評価書を変更し、全項目評価をすべきものであった。については、平成30年度以降の委託業務を実施する際には、同じ事態にならないように留意すること。	事後	平成30年に実施した第三者点検の結果を追加したものであり、重要な変更にと当たらない。
令和2年5月29日	Ⅱ 4. 委託事項3⑥委託先名	株式会社e-エントリー、株式会社コピング	富士テクノロジーサービス株式会社	事後	委託先の変更であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年5月29日	Ⅱ 4. 委託事項3⑥委託先名	株式会社 コピング	富士テクノロジーサービス株式会社	事後	委託先の変更であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年5月29日	Ⅱ 5. 移転先9⑥移転方法		その他 (個人住民税オンライン画面)の追加	事後	移転方法の追加であり、重要な変更にと当たらない。
令和2年5月29日	V 1④個人情報ファイル簿の公表	静岡市ホームページ URL : http://vp.city.shizuoka.jp/privinfo/	静岡市ホームページ URL : https://www.city.shizuoka.lg.jp/kojin-joho/	事後	市Webサイトのアドレス変更によるものであり、重要な変更にと当たらない
令和4年8月17日	I 2. システム3②システムの機能		6 他の自治体間からのデータ受信機能 寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体から受信する。	事後	国の方針変更に対応するための事務の整理に伴う修正であり、重要な変更にと当たらない。
令和4年8月17日	I 2. システム4②システムの機能	1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能 国税庁より地方税ポータルセンタを通じて提供される所得税確定申告書、法定調書等を受領する。 2 他の自治体間でのデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。 住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送受信する。	1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能 国税庁より地方税ポータルセンタを通じて提供される所得税確定申告書、法定調書等を受領する。 扶養税情報等データを送信する。 2 他の自治体間でのデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。	事後	
令和4年8月17日	I 2. システム4③他のシステムとの接続	その他 (地方税ポータルセンター)	その他 (地方税ポータルセンター 課税資料イメージ管理システム)	事後	システムバージョンアップにより、自動連携となったため
令和4年8月17日	I 2. システム10③他のシステムとの接続	その他 ()	その他 (課税資料イメージ管理システム)	事後	システムバージョンアップにより、自動連携となったため
令和4年8月17日	I 6. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 項 20、53、117、120、121を追加、119を削除	事後	法令上の根拠欄の適正な記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	I (別添1) 事務の内容		扶養は正情報等の送信方法の変更 寄附金特例通知受信システムの変更 4-②、5-①～⑦項目番号修正	事後	
令和4年8月17日	I (別添1) (備考) 1③	他の自治体から国全連携システムにて送信される寄附金税額控除に係る申告特例通知データ	他の自治体から送信される寄附金税額控除に係る申告特例通知データ	事後	国の方針変更に対応するための事務の整理に伴う修正であり、重要な変更に当たらない。
令和4年8月17日	I (別添1) (備考) 3⑨		⑨ 国税庁へ扶養は正情報等の送付	事後	
令和4年8月17日	I (別添1) (備考) 5		① 住民税付加情報を徴収・収納支援システムへ引き継ぎを削除 ②～⑧を繰り上げ	事後	重複していた項目の削除
令和4年8月17日	I 6. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号	1 番号法第19条第8号	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	I 6. ②法令上の根拠		(7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの」	事後	引用法律の改正による
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 3. ⑤本人への明示	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 4. 委託事項3④	[]専用線 [○]その他(eLTAX審査システム、eLTAXポータルセンター)	[○]専用線 []その他()	事後	表現の変更。各システムへの提供方法は専用線を使用している
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 4. 委託事項4④	[]専用線 [○]その他(LGWAN回線を使用した電子データの送信)	[○]専用線 []その他()	事後	表現の変更。LGWAN回線＝専用線。
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 5. 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	事後	根拠法令改正の対応
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 5. 提供先1 ①	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 5. 提供先3 ①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 略	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 略 (3) 紙媒体及び電子記録媒体については、鍵付きキャビネット等で保管し、退庁時に施錠する。 (4) 端末については、盗難防止具(鍵付きチェーン等)を使用する。	事後	保管方法の追記
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【個人住民税】 7. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 静岡市における措置 (1) 略	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行う。 (3) 紙媒体は、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行う。	事後	消去方法の追記
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【固定資産税・都市計画税】 3. ④	番号法第19条第7号において	番号法第19条第8号において	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【固定資産税・都市計画税】 4. 委託事項4④	[]専用線 [○]その他(eLTAX審査システム、eLTAXポータルセンター)	[○]専用線 []その他()	事後	表現の変更。各システムへの提供方法は専用線を使用している
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【固定資産税・都市計画税】 4. 委託事項4⑥	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	委託先の変更
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【固定資産税・都市計画税】 4. 委託事項5⑥	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	委託先の変更
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【固定資産税・都市計画税】 4. 委託事項6⑥	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	委託先の変更
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【【固定資産税・都市計画税】 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 略	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 略 (3) 紙媒体及び電子記録媒体については、鍵付きキャビネット等で保管し、退庁時に施錠する。 (4) 端末については、盗難防止具(鍵付きチェーン等)を使用する。	事後	保管方法の追記
令和4年8月17日	II 特定個人情報ファイル【【固定資産税・都市計画税】 7. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 静岡市における措置 (1) 略	1 静岡市における措置 (1) 略 (2) 記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行う。 (3) 紙媒体は、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行う。	事後	消去方法の追記
令和4年8月17日	III 2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示	事後	通知カード廃止による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	Ⅲ 2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示	事後	通知カード廃止による修正
令和4年8月17日	Ⅲ 2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示	1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は身分証明書の提示	事後	通知カード廃止による修正
令和4年8月17日	Ⅲ 6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号	事後	引用条文の条ずれ修正
令和4年8月17日	Ⅲ 7 リスク3 手順の内容	1 略 2 磁気ディスクの廃棄時は、静岡市セキュリティポリシーに基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 3 帳票については、静岡市セキュリティポリシーに基づき、帳票管理簿を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 4 廃棄時には、静岡市セキュリティポリシーに基づき、廃棄を行うとともに、焼却・溶解等の手段により確実に処分する。	1 略 2 磁気ディスク、記録装置及び記録媒体の廃棄時は、静岡市セキュリティポリシーに基づき、物理破壊等、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により廃棄する。 3 紙媒体については課税資料の年度別に区分して保管し、保管期間経過後は静岡市セキュリティポリシーに基づき、焼却、溶解等による復元不能な方法により廃棄処理を行う。	事後	手順の追記 消去廃棄の方法について、それぞれの項目で規定
令和4年8月17日	Ⅳ 2 具体的な方法	1 静岡市における措置 職員等に対して個人情報保護に関する研修を行う。	1 静岡市における措置 職員に対して、年に1回情報セキュリティに関する研修を実施する。違反を行った者については、その都度指導のうえ、程度によっては懲戒の対象とする。	事後	具体的な表記への変更
令和4年8月17日	V 1 ②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (1) 市政情報コーナーへ直接請求書を提出する方法 (2) 電子申請を利用して請求する方法 (3) 請求書をFAXで送信する方法 (4) 請求書を郵便又は信書便で送付する方法	事後	請求方法の詳細表示
令和4年8月17日	V 2 ② 特記事項	市ホームページに請求方法を記載している	市ホームページに請求方法を掲載している。 URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001307.html	事後	URLの記載
令和4年8月17日	Ⅵ2. ②実施日・期間	平成27年6月29日から平成27年7月29日、平成30年8月30日から平成30年9月28日	平成27年6月29日から平成27年7月29日、平成30年8月30日から平成30年9月28日、令和4年2月15日から令和4年3月17日	事後	パブリックコメント実施日の追記
令和4年8月17日	Ⅵ3. ①実施日	平成27年8月4日、平成30年11月6日	平成27年8月4日、平成30年11月6日、令和4年4月28日	事後	令和4年度第三者点検の実施日追記
令和4年8月17日	Ⅵ3. ③結果		・令和4年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、次の意見が付けられた上で了承された。 (1) 用語の定義を明確化するとともに用法について統一すること。 (2) 保管方法や消去方法など、紙媒体や電磁的媒体の別ごとに記載すべき事項については、記載方法を修正すること。 (3) IVの2の研修に関する記載については、実施頻度などを具体的に記載すること。また、違反者への対応についても具体的に記載すること。 (4) 本文と別添資料の対応関係を明らかにするなど、評価書の記載を分かり易くすること。	事後	令和4年度第三者点検の点検結果の追記
令和5年11月22日	I 6. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85—2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85—2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項	事後	法令上の根拠欄の適正な記載 項番30を追加
令和5年11月22日	Ⅱ 4. 委託事項2⑥委託先名	富士テクノロジーサービス株式会社	富士テクノロジー株式会社	事後	委託先の変更
令和5年11月22日	(別紙) 番号法第19条第8号に定める提供先一覧		提供先 社会福祉協議会 項番30 を追加	事後	番号法に定める適正な記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	Ⅱ 4. 委託事項3⑥委託先名	富士テクノロジーサービス株式会社	富士テクノロジー株式会社	事後	委託先の変更
令和5年11月22日	Ⅱ (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	1 個人住民税課税対象者ファイル	別添2のとおり	事後	システム管理ファイルを基にした最新情報への更新
令和7年2月13日	表紙 評価書名	地方税管理に関する事務 全項目評価書	地方税管理等に関する事務 全項目評価書	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	静岡市は、地方税管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	静岡市は、地方税等管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I-1. ①事務の名称	地方税管理に関する事務【 個人住民税 】 地方税管理に関する事務【 固定資産税・都市計画税 】	地方税等管理に関する事務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I-1. ②事務の内容	地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税(以下「個人住民税」という。)の管理に関する以下の事務を行う。	地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税及び森林環境税(以下「個人住民税等」という。)の管理に関する以下の事務を行う。	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I-1. ②事務の内容	1 課税準備事務 (1)評価方法 総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 償却資産については原価率・耐用年数の改正情報を取得する。	1 課税準備事務 (1)評価方法 総務省が定めた固定資産評価基準に定められた評価方法により評価する。 償却資産については減価率・耐用年数の改正情報を取得する。	事後	誤字の修正
令和7年2月13日	I 2. システム1①システムの名称	宛名システム(個人住民税)(固定資産税・都市計画税)	宛名システム(個人住民税等)(固定資産税・都市計画税)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム3①システムの名称	電子申告審査システム(eLTAX)(個人住民税)	電子申告審査システム(eLTAX)(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム4①システムの名称	国税連携システム(個人住民税)	国税連携システム(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム5①システムの名称	徴収・収納支援システム(個人住民税)	徴収・収納支援システム(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム6①システムの名称	電話催告システム(個人住民税)	電話催告システム(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム7①システムの名称	共通基盤システム(団体内統合宛名システム)(庁内連携基盤と同義)(個人住民税)(固定資産税)	共通基盤システム(団体内統合宛名システム)(庁内連携基盤と同義)(個人住民税等)(固定資産税)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム8①システムの名称	中間サーバー(個人住民税)(固定資産税)	中間サーバー(個人住民税等)(固定資産税)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム9①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(個人住民税)(固定資産税)	住民基本台帳ネットワークシステム(個人住民税等)(固定資産税)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム10①システムの名称	課税資料イメージ管理システム(個人住民税)	課税資料イメージ管理システム(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 2. システム11①システムの機能	(3)納税通知書作成機能 賦課データを作成・更正し、庁内で納税通知書を印刷し、外部業者に委託し納税通知書の封入封緘を行う。	(3)納税通知書作成機能 賦課データを作成、外部業者に委託し納税通知書の印刷、封入封緘を行う。また、賦課データを更正したものについては、庁内で納税通知書を印刷、封入封緘を行う。	事後	委託範囲の変更による修正
令和7年2月13日	I 4. ①事務実施上の必要性	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 4. ①事務実施上の必要性	(固定資産税) 1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書に個人番号の記入を求める措置が講じられる予定である。	(固定資産税) 1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書様式に個人番号の記入欄が設けられている。	事後	現行制度に合わせた表現の変更
令和7年2月13日	I 4. ②実現が期待されるメリット	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	I 5. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの。 (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	番号法第9条第1項 別表24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの(注) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正及び番号法一部改正による修正
令和7年2月13日	I 6. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 23. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 70. 71. 74. 80. 84. 85-2. 87. 91. 92. 94. 97. 101. 102. 103. 106. 107. 108. 113. 114. 115. 116. 117. 120. 121の項 2 番号法第19条第8号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 (1)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの (2)「都道府県知事」より「障害者関係情報」であって主務省令で定めるもの (3)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの (4)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの (5)「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報」であって主務省令で定めるもの (6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの (7)「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報」であって主務省令で定めるもの	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 1. 2. 3. 4. 5. 7. 11. 13. 15. 20. 28. 37. 39. 42. 48. 49. 53. 57. 58. 59. 63. 65. 66. 69. 73. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 96. 98. 106. 108. 115. 124. 125. 129. 130. 132. 137. 138. 140. 141. 142. 144. 147. 151. 152. 155. 156. 158. 160. 161. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条	事後	番号法一部改正による修正及び表現の変更
令和7年2月13日	I 7. ①部署	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	I 7. ②所属長の役職名	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	(別添1) 事務の内容	(個人住民税) 個人住民税	(個人住民税等) 個人住民税等	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 1. 特定個人情報ファイル名	【 個人住民税 】	【 個人住民税等 】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 2. ③対象となる本人の範囲	個人住民税	個人住民税等	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 2. その必要性	個人住民税	個人住民税等	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 2. ④ その妥当性	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 2. ④ その妥当性	個人住民税賦課	個人住民税等賦課	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 2. ⑥事務担当部署	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 3. ③入手の時期・頻度	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 3. ③入手の時期・頻度	2 庁内連携により入手 (2)家屋の新増築、滅失等について、建築指導課から建築確認、解体工事情報を随時入手する。	2 庁内連携により入手 (2)家屋の新増築、滅失等について、建築安全推進課から建築確認、解体工事情報を随時入手する。	事後	課名変更に伴う修正
令和7年2月13日	II 3. ④入手に係る妥当性	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	II 3. ④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。 ※平成27年2月25日時点では、妥当性の根拠は総務省導入ガイドライン、総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」となる。	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、地方税法施行規則様式において個人番号の記入欄が設けられている。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。	事後	現行制度に合わせた表現の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑤本人への明示	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑥使用目的	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑦使用部署	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑧使用方法	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑧ 情報の実合	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 3. ⑧ 情報の統計分析	個人住民税賦課業務	個人住民税等賦課業務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項1② 対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	個人住民税等の課税対象者	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項2	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項2② 対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者	個人住民税等の課税対象者	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項2② その妥当性	個人住民税の当初賦課決定	個人住民税等の当初賦課決定	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項2⑥ 委託先名	富士テクノロジー株式会社	シティコンピュータ株式会社 静岡事業所	事後	委託先の変更
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項3② 対象となる本人の範囲	(個人住民税)	(個人住民税等)	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項3② その妥当性	(個人住民税) 個人市民税の申告データ	(個人住民税等) 個人市民税等の申告データ	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項5④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線	[○] 専用線	事後	委託契約の仕様変更による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項5⑥ 委託先名	トッパン・フォームズ株式会社 静岡営業所	TOPPANエッジ株式会社 静岡営業所	事後	委託先の業者名変更による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託の有無	6	7	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7		現行税務賦課システムデータ調査等業務	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7①		税務業務における既存システムから標準準拠システムへの移行を実現するために、現行税務賦課システムデータの構成・属性等を全容把握する必要があり、調査・分析等を実施する。	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7②		特定個人情報ファイルの全体	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7② 対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7② 対象となる本人の範囲		個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者 固定資産税及び都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7② その妥当性		現行税務賦課システムデータの調査等を実施するには、作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 なお、委託業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関する取扱仕様書及び、特定個人情報の取扱いに関する仕様書に定める事項を遵守させる。	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7③		10人以上50人未満	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7④		[○]その他(庁内において、現行税務賦課システムデータ調査用サーバーに直接操作して取り扱う。)	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7⑤		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7⑥		未定	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7⑦		再委託する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7⑧		再委託を行う場合には、委託先から再委託先の所在又は住所、商号または名称、代表者職氏名、電話番号、再委託予定期間、再委託する理由、再委託する業務の範囲等及びその他静岡市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを完了し、再委託を承認する。 また、再委託承認書交付後、委託先に対して個人情報の保護に関する取扱仕様書及び特定個人情報の取扱いに関する仕様書の内容を準用する旨の記載がある再委託に関する契約書又は請書の写し、再委託者からの暴力団排除に関する誓約書兼同意書を速やかに提出させる。	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 4. 委託事項7⑨		主たる業務を除いた委託業務の一部	事前	
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)【個人住民税】	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙参照)【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正及び番号法一部改正による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 1 別紙		別紙のとおり	事後	番号法一部改正による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 1 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法一部改正による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税等の納税義務者	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 2	個人住民税の特別徴収義務者【個人住民税】	個人住民税等の特別徴収義務者【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 2 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収	個人住民税等の特別徴収	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 3	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税等の納税義務者	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 4	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 提供先 4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者	個人住民税等の納税義務者	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 1	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 2	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 3	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 4	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 5	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 6	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 7	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 8	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 9	保健予防課【個人住民税】	保健所総務課【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正及び組織改正による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 9 ②	1 自立支援医療給付決定(育成医療)業務 2 小児慢性特定疾病医療費支給認定業務 3 感染症入院医療費公費負担決定業務 4 指定医療費(指定難病)支給認定業務	1 自立支援医療給付決定(育成医療)業務 2 小児慢性特定疾病医療費支給認定業務 3 指定医療費(指定難病)支給認定業務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正及び組織改正による修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 9	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 10	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 11	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 12	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅱ 5. 移転先 13		保健福祉長寿局保健衛生医療部感染症対策課【個人住民税等】	事後	移転先9の業務の一部について組織変更及び事務分掌変更のため追加
令和7年2月13日	Ⅱ 6. 1 ②その妥当性	【個人住民税】	【個人住民税等】	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	Ⅱ（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	課税ファイル	別添2のとおり	事後	システム管理ファイルを基にした最新情報への更新
令和7年2月13日	Ⅱ（別添2）特定個人情報ファイル記録項目	課税資料ファイル	別添2のとおり	事後	システム管理ファイルを基にした最新情報への更新
令和7年2月13日	Ⅲ1. 特定個人情報ファイル名	地方税管理事務に関する特定個人情報ファイル	地方税等管理事務に関する特定個人情報ファイル	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅲ2. リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	地方税管理事務	地方税等管理事務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅲ2. リスク2 リスクに対する措置の内容	地方税管理事務	地方税等管理事務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅲ3. リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	地方税管理事務	地方税等管理事務	事後	森林環境税の施行に伴う文言修正
令和7年2月13日	Ⅲ6. リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をもリスト化したもの。	（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法一部改正による修正
令和8年2月26日	Ⅰ1. ②事務の内容	地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税及び森林環境税（以下「個人住民税等」という。）の管理に関する以下の事務を行う。 ＜賦課業務＞ 1 課税準備事務 略 2 課税資料受付事務 （1）給与支払報告書の受付（紙媒体、電子媒体、eLTAX） （2）市民税・県民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料箋の受領（紙媒体、国税連携データ） 以下省略	地方税法等の法令に従い個人市民税・県民税及び森林環境税（以下「個人住民税等」という。）の管理に関する以下の事務を行う。 ＜賦課業務＞ 1 課税準備事務 略 2 課税資料受付事務 （1）給与支払報告書の受付（紙媒体、電子媒体、eLTAX） （2）市民税・県民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料箋の受領（紙媒体、国税連携データ、電子申告データ） 以下省略	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム18 ①システムの名称		マイナポータル申請管理	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム18 ②システムの機能		1 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム18 ③他システムとの接続		〔○〕その他（申請管理システム）	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム19 ①システムの名称		申請管理システム	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム19 ②システムの機能		1 連携サーバ マイナポータル申請管理で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する（受け渡す）機能。 2 申請管理システム 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能。および電子申請データをダウンロードできる機能。	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ2. システム19 ③他システムとの接続		〔○〕その他（マイナポータル申請管理）	事前	
令和8年2月26日	Ⅰ（別添1）事務の内容		1ー① 市民税・県民税申告（電子）を追加 個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システムを追加	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ3. ②入手方法	〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム・地方税ポータルセンター）	〔○〕その他（住民基本台帳ネットワークシステム・地方税ポータルセンター・申請管理システム）	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託の有無	（ 7 ）件	（ 8 ）件	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8		申請管理システム運用・保守業務	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ①委託内容		申請管理システムの運用・保守業務	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ②対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ②対象となる本人の範囲		個人住民税等の納税義務者とその扶養関連者（控除対象配偶者、扶養者など）のうち、個人番号を有する者	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ②その妥当性		申請対象は事務対象者全員に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ4. 委託事項8 ③委託先における取扱者数		10人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔○〕その他（原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ申請管理システムを直接操作する。）	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑤委託先名の確認方法		静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑦再委託の有無		[再委託する]	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑧再委託の許諾方法		再委託に関する書面での取り交わしを行う。	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑨再委託事項		ネットワーク機器保守	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 6. ①保管場所	1 静岡市における措置 略 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 略	1 静岡市における措置 略 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 略 3 申請管理システム システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和8年2月26日	Ⅱ 6. ③消去方法	1 静岡市における措置 略 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 略	1 静岡市における措置 略 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 略 3 申請管理システム 外部記憶媒体に一時的に保管した際は、使用終了後速やかにデータの消去を実施する。 データベース上は保管期間終了後速やかに消去を実施する。 機器廃棄時は物理的破壊等データの完全消去を実施する。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ 2. リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 本人からの情報入手時における措置 略 2 他業務等からの情報入手時における措置 略 3 システムにおける本人情報検索時の措置 略	1 本人からの情報入手時における措置 略 2 他業務等からの情報入手時における措置 略 3 システムにおける本人情報検索時の措置 略 4 申請管理システムにおける措置 申請データの受理時には、申請されたデータが課税対象者と合致するかを確認する。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ 2. リスク4 リスクに対する措置の内容	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 L2/L3 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZを設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界FWや連携サーバで外部接続先との通信を制限している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・利用する必要がある職員を特定し、適切なユーザ割り当て及び認証を行う。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・最低限必要なもののみを発効する。 ・業務上不要になったものについては廃止する。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	略	1 略 2 申請管理システムにおける措置 ・定期的にユーザ ID一覧とアクセス権限の管理表と突合を行い確認する。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	略	1 略 2 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者を特定できるようにする。 ・想定外のログを検知し、内容を確認する。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク3 リスクに対する措置の内容	1 略 2 略 3 略 4 略	1 略 2 略 3 略 4 略 5 申請管理システム ・申請管理システムへアクセスできる端末を制限する。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ3. リスク4 リスクに対する措置の内容	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 情報保護管理体制の確認	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・委託先から提出される担当者及び体制図により確認を行っている。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	1 略 2 略 3 略 4 略	1 略 2 略 3 略 4 略 5 申請管理システムにおける措置 ・担当者以外アクセス制限がされている	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・ログ等による管理をしている	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 略 2 略 3 略	1 略 2 略 3 略 4 申請管理システムにおける措置 ・契約書において、提供を行わない旨の記載をしている。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の内容及びルール遵守の確認方法	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・契約書において、記載をしている。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 特定個人情報の消去のルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 原則、特定個人情報の提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ当該システムを直接操作するため、消去する特定個人情報はない。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容	略	略 ＜申請管理システムにおける措置＞ 秘密保持義務、事業者内からの特定個人情報の持ち出しの禁止等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	Ⅲ7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システム及び連携サーバについては、電子計算機室等の管理区域に設置しており、入室管理などの物理的対策を講じている。 ・申請管理システム接続端末については、セキュリティファイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	1 略 2 略	1 略 2 略 3 申請管理システムにおける措置 ・申請管理システム及び連携サーバ、申請管理システム接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・LGWAN 系ネットワークとマイナンバー利用事務系ネットワークの間にDMZ を設け、申請管理システムから外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 4 ガバメントクラウドにおける措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準(第10版)」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。以下同じ。又は、ガバメントクラウド提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威にに対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用場所地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ7. リスク2 リスクに対する措置の内容	略	1 略 2 申請管理システムにおける措置 申請管理システムでは不適切な古い情報を保管することはない。	事前	
令和8年2月26日	Ⅲ7. リスク3 消去手順 手順の内容	1 略 2 略 3 略	1 略 2 略 3 略 4 申請管理システムにおける措置 申請管理システム及び連携サーバ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 5 ガバメントクラウドにおける措置 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する	事前	
令和8年2月26日	Ⅳ3. その他のリスク対策		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月26日	Ⅱ 6. ①保管場所	3 申請管理システム システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバー内に保管している。	3 申請管理システム システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。	事前	令和7年度第三者点検での指摘事項
令和8年2月26日	V 1. ②請求方法	(1) 市政情報コーナーへ直接請求書を提出する方法 (2) 電子申請を利用して請求する方法 (3) 請求書をFAXで送信する方法 (4) 請求書を郵便又は信書便で送付する方法	(1) 市政情報コーナーへ直接請求書を提出する方法 (2) 請求書を郵便又は信書便で送付する方法	事前	令和7年度第三者点検での指摘事項
令和8年2月26日	Ⅵ 3. ①実施日	平成27年8月4日、平成30年11月6日、令和4年4月28日	平成27年8月4日、平成30年11月6日、令和4年4月28日、令和7年10月7日	事前	令和7年度第三者点検の実施日追記
令和8年2月26日	Ⅱ 4. 委託事項8 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	株式会社NTTデータ東海	事前	令和7年度第三者点検での指摘事項
令和8年2月26日	Ⅲ 7. リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。	③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。	事前	令和7年度第三者点検での指摘事項
令和8年2月26日	Ⅵ 3. ③結果		・令和7年実施結果 特定個人情報保護評価書における重要な変更については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において、以下の意見を付された上で了承された。 (1) Ⅱ 4委託事項1と、4委託事項8の委託先名が同一の業者が別の表記となってしまうため、修正すること。 (2) Ⅱ 6①「3申請管理システム」に記載のあるセキュリティゲートで管理をしている建物について明示をすること。 (3) Ⅲ 7⑥「DDoS」について「DDoS」と修正すること。 (4) V 1②請求方法の内容について確認をし、修正すること。	事前	令和7年度第三者点検の点検結果の追記
令和8年3月2日	I システム11③	その他 国民健康保険システム、国民年金システム		事後	他システムとの接続解除に伴う削除
令和8年3月2日	I (別添1) (固定資産税)	登記済通知書(紙)	登記済通知書(電子)	事後	法務局からの受領方法の変更に伴う修正
令和8年3月2日	I (別添1)事務の内容 (備考)	(固定資産税)② 略 (土地は、固定資産税課及び都市計画税システムで計算するため、データ連携なし)	(固定資産税)② 略 (土地は、税務システムで計算するため、データ連携なし)	事後	誤記載を修正
令和8年3月2日	Ⅱ 3.⑤	1 固定資産税・都市計画税は、地方税法第343条により市内に固定資産を所有する者にかかる賦課課税方式をとっているため、特定個人情報の入手については、特に本人に対して示してはいない。	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1) 地方税法施行規則第14条により、市区町村へ提出される償却資産申告書様式に個人番号欄が明示されている。 (2) 静岡市税条例施行規則により、市長に提出される固定資産税・都市計画税減免申請書、固定資産現所有者申告書等の各申請書等に個人番号欄が明示されている。 2 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時に限り入手する。 3 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第8号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。	事後	現行制度に合わせ誤記を修正
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項5④	専用線 電子記録媒体 紙	専用線	事後	委託先へのファイル提供方法に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項5⑥	TOPPANエッジ株式会社 静岡営業所	サンメッセ株式会社 静岡営業所	事後	委託先の変更に伴う修正
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項2⑥	シティコンピュータ株式会社 静岡事業所	富士テクノロジー株式会社	事後	委託先の変更
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項4①	個人市・県民税課税資料を受託者の提供するシステム(LGWAN-ASPサービス)により、電子データで保管・閲覧する。	個人市・県民税課税資料を受託者の提供するシステムにより、電子データで保管・閲覧する。	事前	
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項7	現行税務賦課システムデータ調査等業務	現行税務賦課システムデータ基本データリスト形式変換アプリケーション作成等業務	事前	
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項7①	税務業務における既存システムから標準準拠システムへの移行を実現するために、現行税務賦課システムデータの構成・属性等を全容把握する必要があり、調査・分析等を実施する。	標準準拠システム移行用データ作成のために、現行税務賦課システムデータを基本データリスト形式へデータ変換するためのアプリケーションを作成し、既存データを変換できるようにする。また、税務業務における既存システムから標準準拠システムへの移行を実現するために、現行税務賦課システムデータの構成・属性等を全容把握する必要があり、調査・分析等を実施する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	Ⅱ 4. 委託事項 7②	現行税務賦課システムデータの調査等を実施するには、作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。 なお、委託業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関する取扱仕様書及び、特定個人情報等の取扱いに関する仕様書に定める事項を遵守させる。	現行税務賦課システムデータ基本データリスト形式変換アプリケーションの作成及び現行税務賦課システムデータの調査等を実施するには、作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。	事前	
令和8年3月2日	Ⅱ 6. ①保管場所	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターの入館及びサーバー室への室を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ① 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ② 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅱ 6. ③消去方法	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ② クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③ 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅲ 6. リスク4 リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅲ 6. リスク6 リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) ③ 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅲ 6. リスク7 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅲ 7. リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	Ⅲ7. リスクⅠ ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)略 (2)略 (3)略	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)略 (2)略 (3)略 (4)中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5)中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7)中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅳ1. ①自己点検	2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 (1)運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 (2)政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
令和8年3月2日	Ⅳ3. その他のリスク対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴う変更
	Ⅰ2. システム4③	[○]その他 地方税ポータルセンター 課税資料イメージ管理システム	[○]その他 地方税ポータルセンター		
	Ⅰ2. システム10③	[○]その他 国税連携システム			
	Ⅱ4. 委託事項4	課税資料イメージ管理システムASPサービス提供業務	課税資料イメージ管理システム提供業務		
	Ⅱ4. 委託事項4③	50人以上100人未満	10人未満		
	Ⅱ4. 委託事項4⑥	株式会社TKC	株式会社SBS情報システム		
	Ⅱ4. 委託事項4⑦	再委託しない	再委託する		
	Ⅱ4. 委託事項4⑧		委託業者よりあらかじめ書面で再委託先、業務の内容、及びその理由について記載した申請を受けることで再委託の妥当性を判断し、承認する。		
	Ⅱ4. 委託事項4⑨		環境構築等、委託内容の一部		